

- 岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

平成25年3月29日

市規則第104号

改正 平成27年3月25日市規則第73号

平成28年3月31日市規則第114号

平成30年3月30日市規則第86号

(趣旨)

第1条 この規則は，岡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

(生活相談員)

第2条 条例第5条第2項に規定する規則で定める者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 介護支援専門員の登録を受けている者

(2) 介護福祉士であつて，次に掲げる事業の業務に常勤の介護職員として従事した期間が通算して5年以上であるもの

ア 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護

イ 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護

ウ 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護

エ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護

オ 法第 8 条の 2 第 1 3 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

力 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業

(機能訓練指導員)

第 3 条 条例第 5 条第 5 項に規定する規則で定める者は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。

(管理者)

第 4 条 条例第 6 条第 3 項及び第 1 0 条第 3 項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) 次に掲げる事業又は施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して 2 年以上である者

ア 法第 8 条及び第 8 条の 2 に規定する事業又は施設

イ 旧法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問介護又は同条第 7 項に規定する介護予防通所介護を行う事業

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 1 8 年法律第 8 3 号)附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 8 条第 2 6 項に規定する介護療養型医療施設

エ 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業又は同号ロに規定する第 1 号通所事業

(2) 社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年市規則第 7 3 号)

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年市規則第 1 1 4 号)

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 0 年市規則第 8 6 号)

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。